

平成 19 年 2 月 19 日

法務省法制審議会刑事法部会御中

N P O 法人 交通事故後遺障害者家族の会

この度は当 N P O に意見陳述の機会を与えて頂いたことに感謝いたします。

## 1、 重度障害者の実情

多くの障害者団体の主な関心事は「福祉」による救済ですが、当 N P O は交通犯罪によって脳神経に重度障害を負った被害者とその家族により構成されており、日本では、交通事故による重度障害者の人権回復と事故防止について声を上げている唯一の特長を持つ団体です。

交通事故で重度障害を負った被害者は、数ヶ月以上も意識が戻らないことが珍しくありません。そのため、家族は全霊を助命と介助に費やすこととなり、事故の原因調査や加害者の処罰について考える余裕が無いのが実情です。たとえ被害者の意識が戻っても、脳に障害を負っている場合は、事故の状況を説明することは困難なため、重度障害者は、無実の過失責任を負わされる確率が高くなります。こうした事情があることをまず第一に理解して頂きたいと思えます。

## 2、 事故を減らすために

交通事故が起きた場合は、その「結果」の大小ではなく、あくまでも「原因」にこだわって、厳しい処罰をして頂きたいと思えます。事故の原因が不可抗力に近い場合と、そうでない事故の場合では、ドライバーの過失には雲泥の差があります。つまり、注意すれば防げたであろう事故を起こした場合には、死亡とか軽傷といった被害の大小こだわらない、メリハリの効いた厳しい処罰をして頂きたいのです。そうでなければ、処罰を受けたのは運が悪かったからだと思われ、結果的に安全運転遵守意識が乏しくなり、本来、防げるはずの事故を減らせないという現象が生じます。

たとえば、現状でみると、前方不注意や横断歩道上の歩行者を無視するような事故についての処罰が軽いように思います。

脇見運転やカセット操作中の事故は前方注視をおろそかにし、その結果については誰にも分かることですから、被害者が重傷とか軽傷とかの結果にこだわら

ず厳罰にして頂く必要があるでしょう。また、特に横断歩道上での事故は、被害者の負傷程度に関係なく、従来よりも厳しい処罰をして頂きたいと切にお願いいたします。

私の息子は小学生の時、自転車で横断歩道を横断中に対向車線から右折進入してきたトラックに衝突されました。脳挫傷の重傷を負い、前頭葉切除という緊急手術で奇跡的に一命は取り留めたものの、結果的には1級の重度障害者になりました。事故から19年経過し30歳となった現在も、介護を受けながらの生活を余儀なくされています。青春も謳歌することができず、家族もあの日から1日も休むことなく介護の毎日を過ごしています。

息子が受傷した事故現場の交差点は見通しの良い場所でしたので、加害者が前方をよく見てさえいれば防げた事故でした。しかし、意識の無い被害者が事故状況を説明できないことに乗じて、刑事事件は加害者の一方的な説明だけをもとに略式起訴となり、罰金20万円という軽い処罰で終わっていました。私は当時、警察や弁護士に懸命に相談し、異議を申し立てましたが、結局、刑事記録については徹底して秘匿され、何も知ることができませんでした。

私の息子は、事故翌年の春に控えていた中学進学もあきらめ、事故の日から3年半の入院とリハビリを余儀なくされました。さらに、その後の民事裁判の苦しみを考えると、被害者側の痛みと比べて加害者の処罰はあまりに軽く、不公平であるといわざるをえません。

数年前、私が北米やスイスを旅行した際、歩行者が横断歩道の前に立ったら、車がすぐに止まって歩行者を通す光景を多く目にしました。日本の横断歩道では逆に車道の車が通り過ぎてから歩行者が渡っているのが実情です。

被害の大小にかかわらず、横断歩道上での事故の処罰が厳しくなれば、ドライバーはこの「安全地帯」をもっと尊重した運転をするようになるはずで、そして、ドライバーが横断歩道を尊重するようになれば、歩行者も横断歩道を尊重し利用するようになるはずで、

上記をふまえ、交通弱者がより守られる社会になるよう、「自動車運転過失致死傷罪」の適用対象をご検討いただくことを強く要望いたします。

なお、被害者が検察庁で刑事記録の開示を求めた際、各地検により対応が大幅に異なり、大変な苦勞を強いられているという現状があります。このことに関し、当NPO会員から届いた意見を添えますので、合わせてご検討ください。

以上